

# 芦屋町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (各年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
25年度	14,743 人	6,901,443 千円	204,848 千円	1,087,787 千円	15.8%

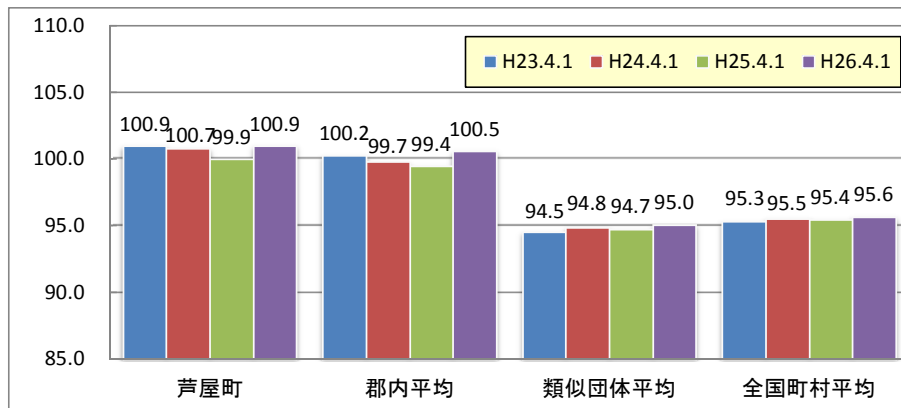
- (注) 1 普通会計とは、一般会計と給食センター特別会計を合計したものです。  
 2 人件費には、一般職の職員に支給される給料や諸手当(退職手当を含む)のほか、共済組合負担金、公務災害補償費や、特別職に支給される給与・報酬などを含みます。

### (2) 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
25年度	110人	397,799 千円	64,659 千円	147,339 千円	609,797 千円	5,544 千円	5,413 千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は25年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(平成26年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている場合のその理由及び改善の見込み)

大卒、短大卒の初任給基準について、国家公務員より高い格付としていたが、平成23年1月採用者から見直した。  
 また、近年の職員の若年化により、経験年数の低い階層の職員が課長、係長に昇任していることも一因である。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

#### ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表については、国及び県の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。  
 (平成27年4月1日実施)

## (5) 特記事項

区分	抑制措置	実施期間	内容	
特別職	給料月額の減額	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	町長 副町長、収入役、教育長	5%減額 4%減額
		平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	町長 副町長、収入役、教育長	8%減額 6%減額
		平成20年4月1日から 平成20年5月31日まで	町長 副町長	20%減額 15%減額
		平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	町長、副町長、教育長、モーター ボート競走事業管理者	10%減額
一般職	給料月額の減額	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	職員（医師を除く）	5.5%減額
		平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで	職員（医師を除く）	3%減額
		平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで	職員（医師を除く）	4.77%、7.77%減額
	管理職手当の減額	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで	管理職職員（医師を除く）	20%減額

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(26年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋町	38.3歳	299,820円	356,534円	325,573円
福岡県	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.8歳	306,845円	351,142円	330,988円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給(26年4月1日現在)

区 分		芦屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	137,500円	137,200円
	中学卒	125,400円	125,400円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(26年4月1日現在)

区 分		経験年数7～9年	経験年数10～14年	経験年数15～19年
一般行政職	大学卒	240,500円	300,900円	347,200円
	高校卒	209,800円	258,200円	295,900円

- (注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴等がある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

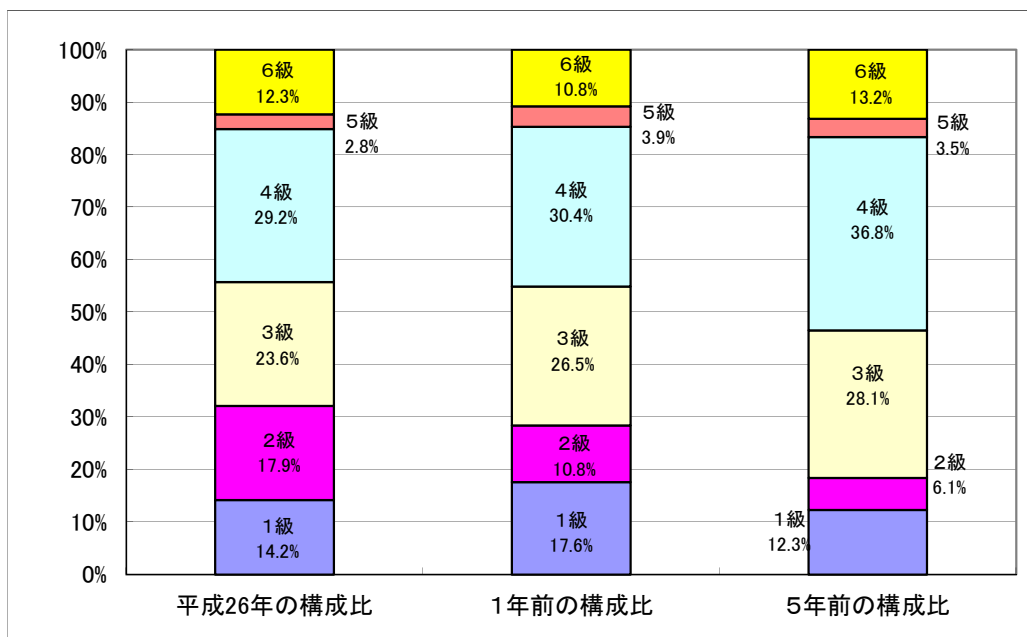
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	13人	12.3%	320,600円	422,600円
5級	課長、参事、課長補佐	3人	2.8%	289,200円	400,600円
4級	係長、主任主査	31人	29.2%	261,900円	388,300円
3級	主査	25人	23.6%	222,900円	354,700円
2級	主任	19人	17.9%	185,800円	307,800円
1級	主事	15人	14.2%	135,600円	243,700円

(注) 1 芦屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(一般行政職とは行政職の職員のうち税務職員、企業職員、保健師を除いたものです。)

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

##### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月に全職員を対象にして勤務成績の評定を実施。

##### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績評定票の各評定項目を5段階により評価し、その評価結果を踏まえ昇給区分(0~8号数)を決定。

平成26年1月1日の昇給において、一般行政職の職員145名中、上位区分(5~8号数)に決定された者が15名、標準区分(4号数)に決定された者が111名であった。

なお、55歳以上の昇給幅は2分の1としている。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

芦屋町		福岡県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,324 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,526 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 非公表	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況について

勤務成績の評価は行なっているが、勤勉手当への勤務成績の反映は実施していない。

### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

芦屋町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,439 千円	22,634 千円	1人当たり平均支給額	非公表	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			2,094 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			149,572 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
芦屋町(医師を除く)	0.0 %	0 人	0.0 %
芦屋町(医師)	2.5 %	14 人	15.0 %

#### (4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		57,674 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		397,750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		49.0 %	
手当の種類(手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税職員の特殊勤務手当	1月に12日以上勤務した徴税職員	111千円	月額 3,000円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が、感染病が発生し、又は発生するおそれのある場合に感染病患者等の護送又は消毒に従事したとき	実績無し	1回 500円
競艇場職員の特殊勤務手当	競艇場に勤務する職員が開催日の開催業務に従事したとき	8,337千円	日額 1,500円～3,500円
犬猫等死体処理手当	犬猫死体を処理した職員	実績無し	1件 800円
行旅病人人処理手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理に直接従事した職員	実績無し	1件 1,500円～2,000円
浄化センター職員の業務手当	1月に12日以上勤務した浄化センターに勤務する職員	実績無し	月額 3,000円
夜間看護手当	病院の病棟勤務の看護師等が正規の勤務時間として一部又は全部、深夜の看護業務に従事したとき	9,350千円	1回 4,000円 (2時間未満1,600円)
読影手当	医師が芦屋町住民検診における胃透視検査のエックス線写真及び心電図の読影業務に従事したとき	155千円	月額 5,000円
死体処理手当	病院に勤務する行政職、技労職々員が病院における死体処理、又は外部からの死体の引取り若しくは搬送作業に従事したとき	実績無し	日額 1,100円
放射線取扱手当	病院に勤務する(准)看護師が放射線照射作業に従事したとき	34千円	日額 230円
集団検診手当	病院職員が集団検診の業務に従事したとき	2,320千円	病院施設以外 (医師)日額 10,000円 (医師以外)日額 500円 週休日の住民検診(医師) 日額 25,000円
待機及び急患呼出手当	病院職員が正規の勤務時間以外に、急患に対応するため待機を命ぜられ、又はその業務に従事したとき	2,249千円	日額 1,000円
訪問看護等手当	病院職員のうち医(二)、(三)の適用を受ける職員が病院施設以外の場所で訪問看護等の業務に従事したとき	317千円	日額 250円 (月の限度額3,000円)
病院職員の特殊勤務手当	1月に12日以上勤務した病院に勤務する職員		
	○研究手当…医師	31,741千円	月額 給料月額 の30%+100,000円～250,000円
	○業務手当…薬剤師・医療技術職・看護職・技労職	2,245千円	月額 1,000円～4,000円
	○危険手当…医療技術職・技労職	815千円	月額 3,500円～5,000円

#### (5) 時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成25年度決算	54,611千円	211千円
平成24年度決算	46,953千円	181千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 ○配偶者13,000円 ○配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 (16歳～22歳の子1人につき5,000円加算)	同	-	25,237千円	212,075円
住居手当	○住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対しては、その家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○住居を所有する世帯主である職員に対しては1,500円を支給	異	○借家 同じ ○持家 支給なし	17,494千円	122,333円
通勤手当	通勤(2km以上の場合に限る)のため ○交通機関を利用している職員 運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を使用する場合 使用距離に応じて、月額2,000円～20,900円を支給	同	-	11,592千円	57,384円
管理職手当	【医療職】 ○病院長 給料月額25% ○副院長 給料月額20% ○医長、医師 給料月額15% ○薬局長、総看護師長 給料月額15% ○病院の技師長 給料月額10% 【医療職以外】 ○次長72,700円 ○課長62,300、59,500円 ○課長補佐49,600円	異	定額を支給	22,774千円	632,618円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 1時間から2時間まで 4,000円 2時間を超え4時間未満 6,000円 4時間以上6時間以下 8,500円 6時間を超える場合 12,750円	同	-	1,375千円	54,990円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日午前5時)に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給	同	-	4,731千円	90,979円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 医師 20,000円 看護師5,900円 (5時間未満の場合50/100)	同	-	11,881千円	383,265円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 交通距離に応じて月額23,000円～45,000円	同	-	実績無し	実績無し

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区分	給料	月額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町長	744,000円	855,000円 / 507,500円
	副町長	621,000円	680,000円 / 404,600円
	事業管理者	562,000円	
報酬	議長	345,000円	408,000円 / 218,000円
	副議長	318,000円	340,000円 / 174,000円
	議員	298,000円	320,000円 / 155,000円
期末手当	町長	(25年度支給割合)	
	副町長	6月期 1.40月分、特別職加算 20%	
	事業管理者	12月期 1.55月分、特別職加算 20%	
	議長	(25年度支給割合)	
退職手当	副議長	6月期 1.40月分、特別職加算 20%	
	議員	12月期 1.55月分、特別職加算 20%	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数×450/100	13,392,000円 任期ごとに支給
	事業管理者	給料月額×在職年数×300/100	7,452,000円 任期ごとに支給
		給料月額×在職年数×240/100	5,395,200円 任期ごとに支給

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、26年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

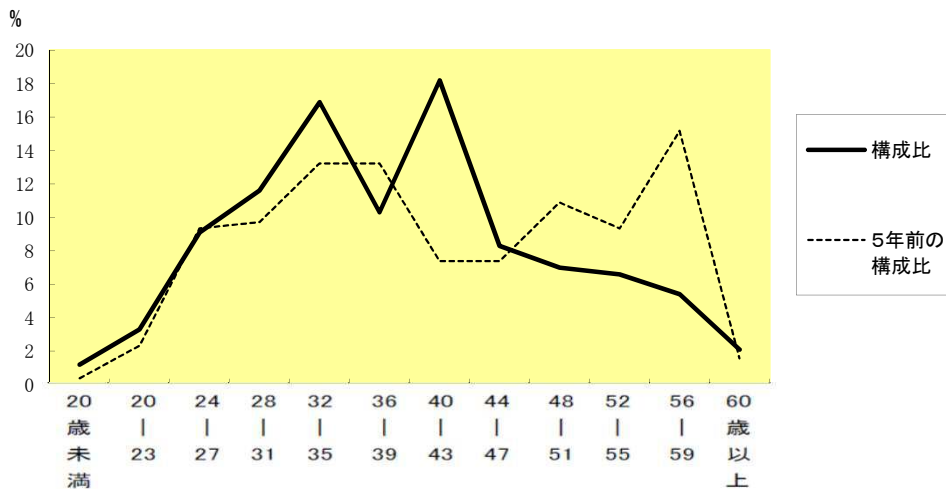
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議会	3	3		
	総務・企画	36	35	△ 1	退職者の復職に伴う他部門への配置
	税務	11	11		
	民生	16	15	△ 1	保育所等の指定管理による減
	衛生	9	10	1	業務強化による増
	農林水産	5	4	△ 1	再任用短時間勤務職員の配置による減
	農工	2	3	1	業務強化による増
土木	13	14	1	退職見込者補充による増	
	計	95	95		〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 64.44人 類似団体の人口10,000人当たりの職員数 83.53人
	教育部門	16	16		
	小 計	111	111		〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 75.29人 類似団体の人口10,000人当たりの職員数 103.87人
公営企業等	病院	112	98	△ 14	医師・看護師の欠員不補充による減
	下水道	4	4		
	競艇	22	23	1	業務増加のため補充による増
	その他	7	7		
	小 計	145	132	△ 13	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 89.53人
	合 計	256	243	△ 13	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 164.82人
		[320]	[320]	[0]	

(注) ①職員数は一般職に属する職員数であり、教育長、退職者、育児休業者、派遣職員を含みます。

②[ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成(26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3	8	22	28	41	25	44	20	17	16	13	5	242

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分	21	22	23	24	25	26	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	108	99	96	96	95	95	▲ 13 (▲12.0%)
教育	15	15	15	15	16	16	1 (6.7%)
普通会計	123	114	111	111	111	111	▲ 12 (▲9.8%)
公営企業等会計	134	138	146	145	145	132	▲ 2 (▲1.5%)
総合計	257	252	257	256	256	243	▲ 14 (▲5.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 職員の福祉の状況

### (1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

芦屋町が加入している福岡県市町村職員共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ☆ 短期給付事業(医療関係等)・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付を行っています。
- ☆ 長期給付事業(年金関係)・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。
- ☆ 福祉事業(健康保持増進事業等)・・・健康対策関係として総合健診などの保健事業、住宅資金等の貸付事業などを行っています。

### (2) 職員の福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。芦屋町では、芦屋町職員厚生会が町に代わり町から助成を受けて、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について各種厚生事業を実施しています。

#### ○ 主な事業内容

スポーツレクリエーション、バスハイク、クラブ活動助成、慶弔給付、清掃活動ボランティアなど

#### <参考>

#### ○ 芦屋町職員厚生会に対する公費負担状況

項目	会員数	掛金:町負担金割合	会員掛金総額	町負担金額
平成25年度決算	263	2.5:2.3	2,315,860 円	2,253,121 円
平成26年度予算	249	2.5:2.3	2,295,000 円	2,111,000 円

### (3) 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の平成25年度の認定件数は、1件（公務災害認定1件、通勤災害認定0件）でした。